

【 令和3年度の税制改正について 】
(法人県民税・事業税、特別法人事業税関係)

1. 電気事業法（昭和39年法律第170号）の改正に伴う所要の税制措置

(1) 災害復旧交付金の創設に伴う措置

(令和3年4月1日以後に終了する事業年度から適用)

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、広域的運営推進機関が交付する電気工作物の災害その他事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金が追加されました。

(2) 「配電事業」及び「特定卸供給事業」の創設に伴う措置

(令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用)

新たに、法人事業税における電気供給業の事業類型として創設された「配電事業」及び「特定卸供給事業」に係る課税方式等が以下のとおり定められました。

電気供給業の事業類型		課税方式	分割基準
送配電	「一般送配電事業」 「送電事業」 <u>「配電事業」</u> 「特定送配電事業」	収入割 1.0% (特別法人事業税 30%)	・ 課税標準の 3/4 発電所に接続する一定の電線路の電力容量※ ・ 課税標準の 1/4 事務所等の固定資産の価額
発電	「発電事業等」 <u>「特定卸供給事業」</u>	【資本金1億円超の普通法人】 収入割 0.75%、付加価値割 0.37%、 資本割 0.15% 【資本金1億円以下の普通法人等】 収入割 0.75%、所得割 1.85% (特別法人事業税 40%)	・ 課税標準の 3/4 発電用固定資産の価額※ ・ 課税標準の 1/4 事務所等の固定資産の価額
小売	「小売電気事業等」	同上	・ 課税標準の 1/2 事務所等の数 ・ 課税標準の 1/2 従業者の数

※発電所に接続する電線路がない場合又は発電用固定資産がない場合については、事務所等の固定資産の価額により分割。

2. 付加価値割における賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促しつつ、第二の就職氷河期を生み出さないようにする観点から、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人事業税に限り、各事業年度の付加価値額から控除対象新規雇用者給与等支給額を控除できることとなりました。

改正前	改正後
<p>【要件】</p> <p>①雇用者給与等支給額>比較雇用者給与等支給額（前事業年度の雇用者給与等支給額）</p> <p>②継続雇用者給与等支給額増加割合\geq3%</p> <p>③国内設備投資額\geq当期償却費総額の95%</p> <p>【控除額】</p> <p>雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した額（雇用安定控除に対応する部分を除く。）</p>	<p>【要件】</p> <p>①雇用者給与等支給額>比較雇用者給与等支給額（前事業年度の雇用者給与等支給額）</p> <p>②新規雇用者給与等支給額増加割合\geq2%</p> <p>【控除額】</p> <p>控除対象新規雇用者給与等支給額に各事業年度の雇用安定控除調整率を乗じて計算した金額</p>

3. その他の主な改正

(1) ガス事業者の分社化に伴う収入金額の算定の見直し

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、ガス供給事業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、特別一般ガス導管事業者によるガス小売事業又はガス製造事業の兼業が禁止されることに伴い分社化しグループ会社となったガス事業者の間の取引に係る収入金額のうち、ガスの安定供給の確保のためにやむを得ずグループ会社間で行わなければならないものとして事前に経済産業大臣の承認を受けた取引を行う場合において当該取引の料金として支払うべき金額に相当する金額が追加されました。

(2) 地方税関係書類の押印義務の見直し

省令（地方税法施行規則）様式で提出者等の押印を求めていた地方税関係書類等について、原則として押印を要しないこととなりました。